

(※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
なお、**年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間**をいう。

(※2) 一定期間は、機械装置:10年以内、工具:5年以内、器具備品:6年以内、建物附属設備:14年以内

(※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
比較する装置が全く無い場合は、**類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明**すること。
比較指標がなくなるとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。